

譲渡所得の非課税措置③

(租税特別措置法40条)

前回に引き続き、公益法人等への財産の寄附に係る譲渡所得の非課税措置(租税特別措置法40条)について概説する。今回は、具体的な承認申請手続について記載する。

(ポイント)

- 非課税措置について、国税庁長官の承認を受けるため、承認申請書を提出
- 申請書提出に当たっては、提出期限の例外規定に注意が必要

1.申請手続

非課税承認を受けようとする場合には、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」および必要な添付書類を提出しなければならない。

<承認申請の流れ>

承認申請書の提出

【承認申請書の提出者】

原則:寄附者

遺贈の場合:相続人および包括受遺者

【承認申請書の提出先】

所得税の納税地を所轄する税務署

【承認申請書の提出期限】

原則:寄附の日から4ヶ月以内

例外:その期間を経過する日前に寄附した日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その提出期限(措令25の17Ⅰ)

審査

承認申請のための要件を満たしているか確認

承認／不承認の通知

(裏面に続く)



譲渡所得の非課税措置③

1.申請手続(つづき)

<申請書の提出期限について>

原則

寄附した日

提出期限

4ヶ月

例外

寄附した日

確定申告期限

提出期限(原則)

確定申告期限まで

<申請書の記載事項>

申請書の記載事項は下記のとおりである(措規18の19Ⅰ)。

- ・寄附者の氏名および住所等ならびに寄附をした年月日
- ・寄附に係る財産の種類、所在地等の情報および公益法人等における使用目的
および使用開始年月日など
- ・公益法人等の名称および主たる事務所の所在地
- ・寄附者およびこれらの者の親族の公益法人等における地位、公益法人等との関係
- ・公益法人等の事業運営に関する明細
- ・公益法人等の役員等の氏名、住所および親族等に関する事項
- ・その他参考となるべき事項

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<公益/一般法人との対話>

「公益法人を目指す一般法人や公益法人の支援の在り方」について、内閣府公益認定等委員会によるラウンドテーブルが本年10月に開催された。現行の公益法人制度が実施から8年目を迎える中、既存の公益法人には安定的運営が、公益認定を目指す一般法人には公益法人制度に関する適切な理解が求められている。法人の審査・監督を行う公益認定等委員会では、さらなる公益増進のため、法人に対する支援を重視している。その一環として公益認定等委員会では、「法人との対話」を審査・監督に並ぶ第三の重要な柱として位置付け、公益法人等へ訪問することにより関係者と対面して相互に情報発信や意見交換等を行うとともに、成果を広く発信するとしている。公益法人等の関係者に対しては積極的な参加や提案が求められている。既存の公益法人では、法人の存在や成果などについて、より一層の情報発信が可能となる。「法人との対話」を積極的に受入れることにより、公益活動の充実につながることが望まれる。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。